



答 申 第 4 4 号

平成 28 年 12 月 22 日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会 長 石 岡 隆 司



青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正について（答申）

平成 28 年 11 月 25 日付け青市町村第 597 号で諮問のあった下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

諮問事項

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加について

(別紙)

次の事務について、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができるものとして追加することに、異議ありません。

- 1 知事が本人確認情報を利用することができる事務
 - (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護措置関係事務
 - (2) 肝炎治療特別促進事業関係事務
 - (3) 心身障害者扶養共済関係事務

- 2 知事が知事以外の執行機関（教育委員会）へ本人確認情報を提供する事務
 - (4) 特別支援教育就学奨励費支給関係事務

1 住民基本台帳法に基づく本人確認情報保護審議会について

(1) 本人確認情報の保護に関する審議会の設置

- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「住基法」という。）第30条の40第1項において、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を置くことが規定されている。
- 当該審議会は、住民基本台帳ネットワークシステムに関して、都道府県において個人情報保護に関する措置を講ずる必要があり、その際に行政機関の独断に陥らないよう外部からチェックし意見を述べる機能を担うものとされている。
- 本県では、この審議会について、青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号。以下「住基条例」という。）第3条で青森県情報公開・個人情報保護審査会としている。

- 住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）（抄）

（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

- 青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月三日青森県条例第五十七号）（抄）

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第三条 法第三十条の四十第一項に規定する審議会は、青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十一年十二月青森県条九十号）第一条に規定する青森県情報公開・個人情報保護審査会とする。

1 住民基本台帳法に基づく本人確認情報保護審議会について

(2) 本人確認情報の保護に関する審議会が処理する事務

○ 知事が諮問する事項についての調査審議

【知事が諮問する事項として想定されているもの】

- ① 知事は法令で定める場合に本人確認情報を利用・提供できるが、条例を定めることにより、本人確認情報の利用・提供ができるものとされており、これらの条例を制定するに当たっての諮問（具体例）
 - ・ 知事が条例で定める事務を遂行する場合（住基法第30条の15第1項第2号）
 - ・ 知事以外の県の執行機関で条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあった場合（住基法第30条の15第2項第2号）
- ② 本人確認情報の安全保護措置の在り方、本人確認情報の処理に当たって問題が生じた場合の改善策に関する諮問
- ③ 住民基本台帳ネットワークシステムに対する苦情の処理に関する諮問

平成29年2月定例会において住基条例に独自利用事務を追加する条例改正が必要となったことから、青森県情報公開・個人情報保護審査会へ「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加について」諮問するもの

2 住基条例に規定する事務について

(1) 住基条例に本人確認情報を利用する事務を追加する理由について

- ① 番号利用法が平成27年10月5日に施行(個人番号の利用等に関する規程については平成28年1月1日施行))
され、番号利用法で定められた事務(個人番号利用事務)で個人番号の利用が開始。
- ② 県では番号利用法で規定された事務に加え、これに趣旨及び目的等が類似する事務を「青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号利用条例」という。)」で個人番号を利用することができる事務として規定しており、平成29年2月定例会において、これに事務を追加する改正を予定。
- ③ 個人番号利用事務の処理に当たっては、常に当該事務の対象者等に係る本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等)を参照することができるようにしておく必要があることから、今回番号利用条例に追加する事務について、住基ネットで本人確認情報の確認等ができるようにするために、条例で本人確認情報の利用等ができる事務を追加することとし、所要の改正を行うもの(番号利用法と住基法の関係と同様の整理)。
- ④ 個人番号利用事務については、平成29年7月から行政機関等間での情報連携が開始(情報提供ネットワークシステムが稼働)予定となっており、情報連携で事務処理に必要な情報を入手できることとなるため、順次、これまで申請等の際に必要なとなっていた添付書類(所得・課税証明書等)の省略が可能となる見込み。
- ⑤ このような状況等も踏まえて、改めて、全庁に照会したところ、個人番号利用事務以外でも、住基ネットを利用することにより住民票の写しの提出省略が可能となり、住民の利便性の向上が見込まれる事務が確認できたことから、当該事務についても、③の事務と併せて条例で本人確認情報の利用ができる事務に追加するもの。

2 住基条例に規定する事務について

(2) 住基条例に規定（追加）する事務について

(住基法第30条の15第1項第2号) 知事による本人確認情報の利用

- ① 生活に困窮する外国人に対する生活保護措置関係事務（個人番号利用事務）
【住基条例・番号利用条例共通】
- ② 肝炎治療特別促進事業関係事務（個人番号利用事務）【住基条例・番号利用条例共通】
- ③ 心身障害者扶養共済関係事務【住基条例のみ（個人番号利用事務以外）】

(住基法第30条の15第2項) 知事から教育委員会への本人確認情報の提供

- ④ 特別支援教育就学奨励費支給関係事務（個人番号利用事務）【住基条例・番号利用条例共通】

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）（抄）

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三・四（略）

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3・4（略）